

第6章 計画の推進に向けて

(1) 計画推進のための背景

障害者自立支援法によるサービス提供がこれまでにない抜本的な制度改正を伴うものであったために、新しい制度への激変緩和という観点から、国は様々な対策を講じてきました。障害者自立支援法施行後、障害者自立支援法円滑施行特別対策や障害者自立支援対策臨時特例交付金における経過措置、是正措置などが国から打ち出されました。また、平成21年度以降、障害福祉サービス等の内容、利用者負担、事業者の経営、対象とする障害者、障害程度区分認定、障害児のサービス体系などについて、法制度の見直しも検討されています。このような制度の見直しも踏まえ、計画の推進段階において、各事業の実施状況や制度の動向などを注視し、評価しつつ、平成23年度の目標達成に向けて施策を推進する必要があります。

このため、特に、施設入所者や社会的入院患者の地域移行の実現や就労支援の基盤整備など、計画の基本理念を尊重し目標を達成していくためには、近隣や生活圏域での啓発活動や企業・事業主・同じ職場で働く方に対して障害者に対する理解を促進するための啓発が必要となります。

(2) 計画推進における課題

地域生活への移行においては、ケアホームやグループホームの整備をはじめ、一般賃貸住宅への入居支援など居住の場の確保や、通所施設・地域活動支援センターなどの多様な日中活動の場が求められています。これらの社会資源を確保する上で、障害者の多様な地域生活を支える基盤整備に向け、福祉部門をはじめとする行政機関や団体など様々な主体との連携を図ることが重要となります。

障害者の就労への取り組みにおいては、障害者雇用を促進するために企業や事業主に対し様々な制度や取り組みが行われていますが、これらの制度の活用がより一層増えるよう企業や事業主に向けた情報提供や啓発に努めることが求められます。また、雇用主の障害者や障害に対する理解を促進し、それぞれの障害特性に配慮された職場環境の整備や柔軟な就労形態の導入など障害者の雇用支援策が積極的に取り組まれるよう、福祉部門と労働などの関係部門との連携を図ります。

また、障害者が一人ひとりの個性や能力にあった就労の場で、生きがいを持って継続して働けるよう、就労後の職場定着を支援する体制づくりに努めます。

(3) 第2期計画の広報・啓発活動と相談支援体制の整備

第2期計画の策定を通して、サービスなどの周知や身近な相談支援体制の必要性が浮かび上がってきました。このため、障害福祉サービス等の周知に向け、ホームページの活用や音訳・点訳等によって本計画の情報提供に努めるとともに、より良い広報・啓発活動を八尾市障害者施策推進協議会などで検討します。また、障害者が主体的にサービスを選択できるように、総合的な相談支援体制の整備を進めます。さらに、障害者自立支援法改正に向けた動きなど、国や大阪府が示す情報を入手し、市民への情報提供に努めることで円滑なサービス利用につなげていきます。

さらに、難病患者、発達障害者や社会復帰されたハンセン病回復者で障害のある方等、従来の三障害の枠組みだけではとらえにくいニーズを有する方に対して、各々が地域生活を円滑に営めるように、大阪府と連携を図りながら情報提供や相談支援体制の整備に努めていきます。

(4) 推進体制

第2期計画を推進するために、障害者、関係機関、各種団体等で構成する八尾市障害者施策推進協議会において、公平中立的な立場から計画の達成状況の確認や評価を行い推進体制づくりを図ります。また、第2期計画の目標値を達成するため、関係機関によるネットワークの構築などの機能を有した八尾市地域自立支援協議会において、ケース検討を通じた課題の共有化を行い、課題解決に向けた情報交換や研修等に努めます。